

事務連絡

平成27年2月2日

各都道府県高等学校体育連盟

会長 殿

理事長 殿

(公財)全国高等学校体育連盟

専務理事 石川 恵一郎

「体罰根絶全国共通ルール」に関する運用について

余寒なお厳しき折、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本連盟の諸事業推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

「体罰根絶全国共通ルール」につきましては、昨年6月の第1回理事会で承認され、翌7月1日より施行し、すでに各都道府県高体連におかれましても本ルールの適用に関し適切にご対応いただいておりますことに感謝いたします。

体罰の根絶を目指し本連盟独自に制定いたしました本ルールですが、誠に残念ながら施行以来これまで7件の適用事例のご報告をいただいております。

今後とも、生徒にとって明るく豊かな運動部活動の確立の為にも体罰の根絶に向け、これまで以上にご尽力を賜りますよう重ねてお願いいたします。

さて、平成26年5月27日付「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ&A（追補版①）のQ38にお示ししたとおり、加盟校からの報告があった場合、各都道府県高体連から全国高体連事務局にご報告をいただくこととなっております。

その際、別紙様式による当該校から各都道府県高体連に対する報告の記載内容に関しまして、1点ご連絡いたします。

記載いただく内容項目の「5 各教育委員会または各学校の指導措置・処分等を決定した年月日」の項目については、項目のとおり決定した年月日のみを記載していただくよう改めてお願いします。指導措置・処分等について具体的な内容等に関する記述は不要ですので、実際に報告書を作成する当該校の校長先生に対して周知いただくようよろしくお取り計らい願います。詳細は別添の記入例を参考にしてください。

【問合せ先】

(公財)全国高等学校体育連盟

事務局長 丸山 正広

〒100-0003 千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 2F

〈電話〉 03-6268-0027 〈ファクシミリ〉 03-6268-0028

(別紙様式)

平成26年9月5日
〇〇〇高第〇〇〇号

〇〇県高等学校体育連盟会長
〇 〇 〇 〇 様

〇〇県立〇〇高等学校長
〇 〇 〇 〇
(公印)

体罰根絶全国共通ルールにかかわる報告について

標記の件について、下記の通り報告します。

記

- 1 体罰の発生日時・場所
平成26年7月15日(火) 午後4時30分ころ
〇〇県立〇〇高等学校体育館
- 2 当該指導者の職・氏名
〇〇県立〇〇高等学校 教諭 〇〇〇〇
- 3 当該部活動名
男子〇〇〇〇〇〇部
- 4 当該体罰の概要
同校男子〇〇〇〇〇〇顧問〇〇〇〇教諭は、同校男子〇〇〇〇〇〇部の指導を行っていた際、右手のひらで同校第2学年男子部員の左頬を2回たたくとともに、右足の甲で同部員の左でん部を1回蹴った。
- 5 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等を決定した年月日
平成26年9月4日
- 6 備考
平成26年8月1日に当該体罰が発覚した。同日付で、当該教諭を同年8月31日まで当該部活動の顧問からはずした。

このように、日付のみの記入にしてください。指導措置・処分等の内容や量定等について記載は不要です
決定日時と適用期間が異なる場合は、その事由を6の備考欄に記入してください。

.....

※ 本ケースの場合、高体連主催大会に出場できない期間は、平成26年9月4日から1年間となるが、8月1日から8月31日までの31日間、当該教諭は当該部活動顧問からはずれており、この31日間を上記1年間に含めた期間(上記5の起算日から1年後の平成27年9月3日までの期間から31日間を減じた期間)が、本ルールにおける高体連主催大会に出場できない期間となります。